

東日本大震災復興支援委員会
学術からの提言
— 今、復興の力強い歩みを —



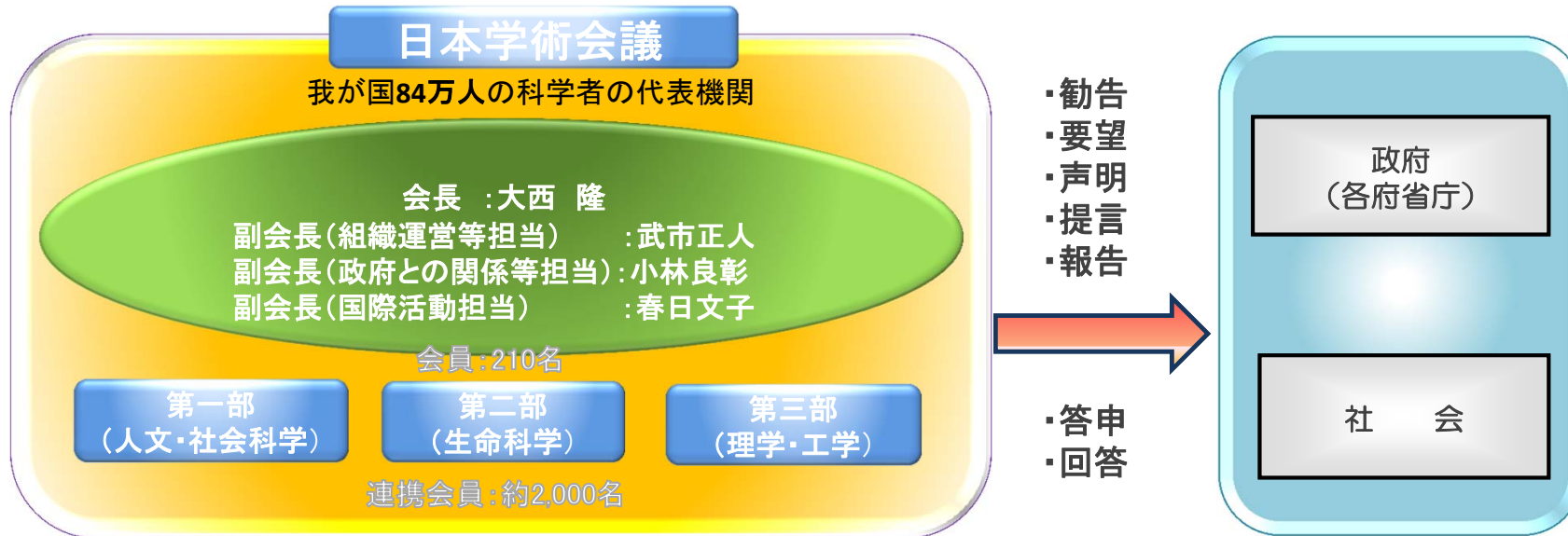
日本学術会議学術フォーラム

2012年7月3日(火)

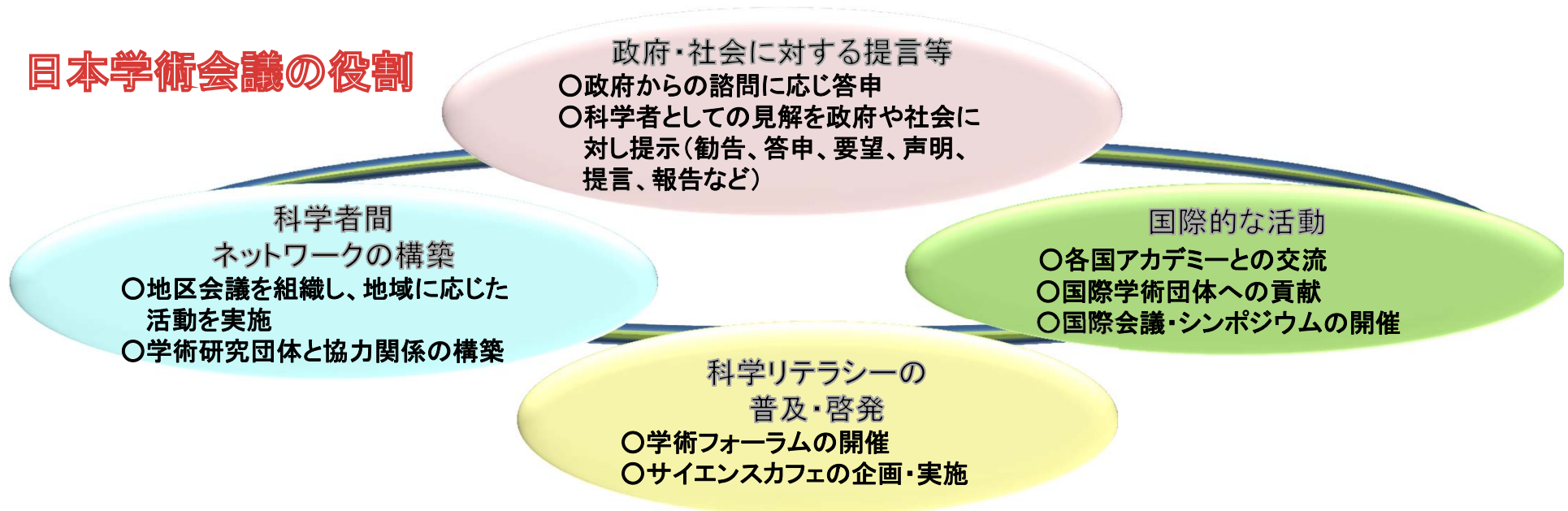
日本学術会議会長 大西隆

日本学術会議とは

- 我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的として設置(昭和24年1月)
- 内閣総理大臣の所轄の下、独立して職務を行う「特別の機関」として内閣府に設置



日本学術会議の役割



最近の活動

東日本大震災復興支援

- 東日本大震災対策委員会(第21期)
原発事故への対応、被災地域復興等に関する緊急提言、放射線防御に関する情報提供と見解の発表、海外アカデミーへの報告等
- 東日本大震災復興支援委員会(現在:第22期)
 - ・災害に強いまちづくり分科会、産業振興・就業支援分科会、放射能対策分科会の設置
 - ・提言「学術からの提言ー今、復興の力強い歩みをー」 内閣総理大臣へ手交(2012年年4月10日)
- 東日本大震災に係る学術調査検討委員会の設置(2011年年9月～)

国際活動

- ICSU(International Council for Science)第30回総会(2011年年9月27日～30日、於 ローマ)
- IAP(Inter Academy Panel on International issues)人口増加に関する共同声明(2012年6月)
- IAC(Inter Academy Council)理事会(2012年年3月27日～28日、於 ハレ(ドイツ))
- WDS-IPO(World Data System International Program Office)開所式(2012年年5月9日)
- G8サミット各国及び関係国のアカデミーと共同声明の取りまとめ、公表、内閣総理大臣へ手交(2012年年5月10日)
- 共同主催国際会議「IACIS国際会議」開催。開会式には天皇皇后両陛下御臨席(2012年年5月13日～18日、於 仙台)

- 学術フォーラム「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」開催(2011年年8月29日)
科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会の設置、開催

- 政府から審議依頼を受け検討
 - ・科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する方策について(内閣府男女共同参画局)
 - ・アジアの成長都市における国の統治制度・地方行政制度について(総務省自治行政局)

- 科学者の社会的責任に関する議論

- 若手アカデミー委員会
 - ー「科学・技術フェスタ」(2012年年12月、於 京都)において、科学技術担当大臣も交え、パネルディスカッションを実施。
 - ー公開シンポジウム「『心の時代』と学術」(2012年年6月23日、於日本学術会議講堂)



東日本大震災と日本学術会議の対応(1)



3・18 「東北・関東大震災とその後の原子力事故について」

(日本学術会議幹事会声明)

3・18 日本学術会議緊急集会「今、われわれにできることは何か？」

3・23 「東日本大震災対策委員会」設置

委員会提言

第2次(4・4)「福島第1原子力発電所事故後の放射線量調査の必要性について」

第3次(4・5)「東日本大震災被災者支援・被災地域復興のために」

第4次(4・5)「震災廃棄物対策と県境影響防止に関する緊急提言」

第5次(4・13)「福島第1原子力発電所事故対策等へのロボット技術の活用について」

第6次(4・15)「救済・支援・復興に男女共同参画の視点を」

第7次(8・3)「広範囲にわたる放射性物質の挙動の科学的調査と解明について」

分科会を設置して審議

被災地域の震災復興グランドデザイン分科会

提言(6・8)「東日本大震災被災地域の復興に向けて－復興の目標と7つの原則－」

エネルギー政策の選択肢分科会

提言(6・24)「日本の未来のエネルギー政策の選択に向けて－電力供給源に係る6つのシナリオ」

東日本大震災と日本学術会議の対応(2)



5・2 日本学術会議から海外アカデミーへの現状報告

7・29フランス(Academie des Sciences) “Solidarity Japan”

6・17「放射線防護の対策を正しく理解するために」(会長談話)

7・1 日本学術会議緊急講演会「放射線を正しく恐れる」

9・21 提言「東日本大震災復興における就業支援と産業再生支援」

9・22 「東日本大震災からの復興と日本学術会議の責務」

(日本学術会議幹事会声明)

9・22 報告「エネルギー政策の選択肢に係る調査報告書」

9・27 提言「東日本大震災とその後の原発事故の影響から子どもを守るために」

9・30 提言「東日本大震災新時代の水産業の復興へ」

9・30 提言「東日本大震災被災地の復興に向けて一復興の目標と7つの原則」(第2次提言)



学術からの提言—今、復興の力強い歩みを— ～日本学術会議・東日本大震災復興支援委員会提言～

- 第22期(H23.10～H26.9)、東日本大震災復興支援委員会並びにその下に3分科会(災害に強いまちづくり、産業振興・就業支援、放射能対策)を設置(審議、ヒアリング、現地調査、ワーキンググループ)
- 同委員会及び3分科会から、5つの提言を发出(内部意見聴取実施)(平成24年4月9日(月)の日本学術会議総会で報告)

提言一覧:

学術からの提言 — 今、復興の力強い歩みを—

(東日本大震災復興支援委員会提言:以下の(1)～(4)の提言を取りまとめたもの)

- (1)二度と津波犠牲者を出さないまちづくり —東北の自然を生かした復興を世界に発信—
(東日本大震災復興支援委員会 災害に強いまちづくり分科会提言)
- (2)被災地の求職者支援と復興法人創設 —被災者に寄り添う産業振興・就業支援を—
(東日本大震災復興支援委員会 産業振興・就業支援分科会提言)
- (3)放射能対策の新たな一步を踏み出すために —事実の科学的探索に基づく行動を—
(東日本大震災復興支援委員会 放射能対策分科会提言)
- (4)災害廃棄物の広域処理のあり方について
(東日本大震災復興支援委員会提言)



(1) 二度と津波犠牲者を出さないまちづくり 災害に強いまちづくり分科会

1. 東日本大震災からの復興(津波被災地)では、居住空間の安全確保、最適地での産業再生、被災者の健康管理や心のケア、被災経験の他地域での活用。
2. 防災施設＋安全な場所でのまちづくり＋避難路・避難場所を一体化する「減災まちづくり」の考え方に基づいて、復興を推進。学校・福祉施設等公共・公益施設を安全な場所で再建し、復興をリード。
3. 8つの視点から提言
 - ①災害に強い国土づくり(将来減災庁設置、危険区域から撤退の国土利用)
 - ②持続可能な復興まちづくり(高台移転、学校からのまちづくり、広域的持続性)
 - ③情報活用に向けた対策(情報通信網の信頼性向上、合理的行動促す情報提供)
 - ④被災地における医療・看護・福祉のあり方(災害弱者救済、心のケア重視)
 - ⑤被災者支援の体制構築と人材育成(被災者ニーズマップ、災害ケア専門家)
 - ⑥東海・東南海・南海沖地震・津波などに対する予防的減災対策
 - ⑦災害の記録の整理と発信(国立国会図書館との連携)
 - ⑧政府広報や報道各社の役割(適切な報道、冷静なニュースコメント)

地域主導で安全・安心なまちづくり

減災の思想の具体化



■ 防災施設

- 津波防波堤・その他堤防等の効果を検証し、どの程度の堤防を再建するかを定める

■ まちづくり

- 原地復興を避け、高台移転を進める
- 原地復興が避けられなければ、人工地盤付き構造、集合住宅の中高層階に居住

■ 避難

- 一定の高度以下のまちは、道路の軸線をはっきりさせ、津波時の避難方向・ルートを明瞭にする。(車と徒歩での避難を想定)
- 大地震時避難所は段階を設け、安全な場所から、さらに高い位置へも移れるようにする

(2) 被災地の求職者支援と復興法人創設 産業振興・就業支援分科会



提言1. 労働市場のミスマッチを解消するために
求職者支援制度における民間研修機関認定基準を
全国一律から地域別属性別就職実績改善率へ

提言2. 被災地の地域産業を復興するために

- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業拡充
 - ・嵩上げ工事に伴う補助金繰越を2016年3月迄延長
 - ・基金化して事業進捗に応じた年度毎に支給
- 円滑な復興の推進
 - ・二重債務解消: 国・自治体等が生産設備貸与
 - ・無償譲渡資産にも被災代替資産の特別償却適用

提言3. 住民主体で仕事を起こし地域を活性化するために
「復興法人」の創設

- 特定非営利型法人モデル
株式(持分)形式で復興支援の出資を集めやすくする
出資に税制優遇等のメリットを与える一方、配当は与えない
- 公益法人型モデル
みなし寄付制度の活用
復興法人に関する「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の別表(第二条関係)」への追加等による枠組み提供

公益事業：下記制限列挙 & 不特定多数の利益増進

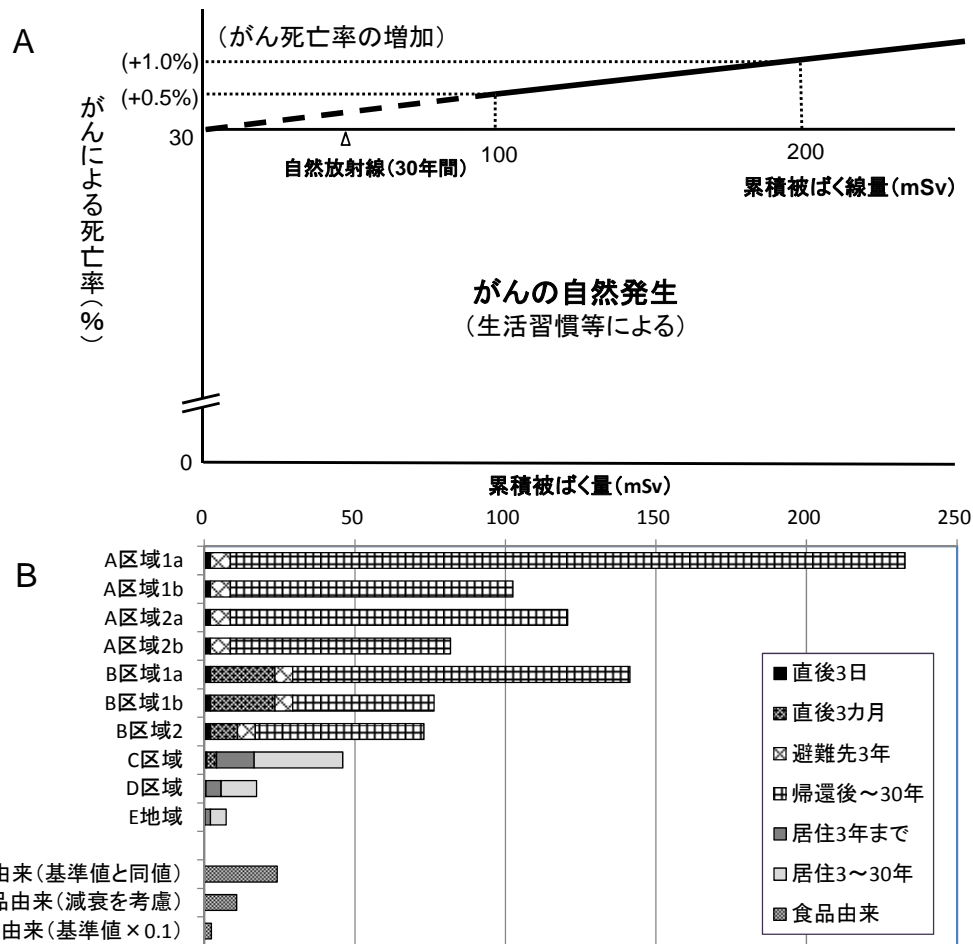
- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの



(3)放射能対策の新たな一歩を踏み出すために 1 放射能対策分科会

考え方のアウトライン

- ① 被ばくのきっかけとなった原発事故による放出総量
- ② 放射性物質放出総量の環境中での分配
 - ・ 海、大気、土壌、河川への推定分配と測定される分布
 - ・ 核種と減衰
 - ・ 今後の環境中での循環や濃縮を考慮した汚染推移の予測など
- ③ 人への被ばく経路の網羅的把握
 - ・ 被ばく形態（事故後短期比較的高線量 vs 中長期低線量）
 - ・ 被ばく経路（外部被ばく vs 内部被ばく）
 - ・ 場所、時期ごとの被ばく量
 - ・ 被ばく時間など
- ④ これまでの被ばく量、今後想定される被ばく量の推定
- ⑤ 健康影響の評価
- ⑥ 健康被害をできる限り防止するための方策の提案（具体策と効果の推定）
 - ・ 除染
 - ・ 水、食品の検査
 - ・ 健康観察による異常の早期発見と適切な医療の提供 など



設定したシナリオ

- A区域 1a) 20mSv/yで帰還後、除染なし 1b) 20mSv/yで帰還後、年率20%で5年間除染を継続
2a) 10mSv/yで帰還後、除染なし 2b) 10mSv/yで帰還後、年率10%で5年間除染を継続
- B区域 1a) 3カ月滞在後避難、10mSv/yで帰還後、除染なし
1b) 3カ月滞在後避難、10mSv/yで帰還後、年率20%で5年間継続除染)
2) 1カ月滞在後避難、5mSv/yで帰還後、除染なし)
- C区域 除染の効果も含め、2014年3月時点で2011年9月(5mSv/y)に比べて50%線量低下
- D区域 除染の効果も含め、2014年3月時点で2011年9月(2mSv/y)に比べて50%線量低下
- E区域 2011年9月時点で0.5mSv/y、除染は行わない



(3)放射能対策の新たな一步を踏み出すために 2 放射能対策分科会

福島第一原子力発電所の事故による国民の健康影響を減らすために

- 提言1 被ばく線量の推定と住民健診・検診の継続した実施
- 提言2 住民帰還後にわたる除染目標の設定、除染作業の管理
- 提言3 疫学的研究の実施とその他基礎研究との統合的理解、結果の住民健康管理への反映

放射線被害の現状と今後についての評価および健康影響のより正確な推定のために

- 提言4 放射能健康影響評価の全貌を把握する領域横断的研究体制の構築
- 提言5 データの迅速かつ着実な収集、標準化された様式によるデータ提供のための公的な仕組みの確立
- 提言6 放射線健康影響評価の基礎数値に関する不確かさ情報の公表、ならびに不確かさ情報に基づく測定結果や推定結果の精度管理

(4) 災害廃棄物の広域処理のあり方について 防災施設への再利用、安全な廃棄物の広域処理



提言1: 実態の正確な把握で処理計画更新、県内再利用優先

- 被災自治体は、Step1 災害廃棄物の組成・把握し、可能な限り再利用
Step2 残りを処分・焼却又は広域処理するという観点から処理計画を更新
- 国は、計画策定、及び実施を支援するための技術的助言、財政的支援を強化

提言2: 災害廃棄物の再利用のために技術・財政支援

- 国は、不純物除去費用等の追加的な費用を財政的に支援
- 国は、再利用できる災害廃棄物を増やすために、選別技術の向上等に努力

提言3: 受入地・被災地間の合意に基づき、法・ガイドラインによって安全に広域処理

- 災害廃棄物(岩手県・宮城県)は、法令・ガイドラインの処理・処分基準を満たすかぎり健康被害を引き起こすものではなく、県内処理も広域処理も可能
- 国は広域処理を進めるに際して、被災地側の希望と、受入地側の条件が適合するよう調整

提言4: 情報公開とリスクコミュニケーションによる安心確保

- 国及び自治体は、放射性物質等の有害物質の含有量が搬入前、処理後に、安全基準を下回るかを継続して確認し、そのデータを公開
- 国は、自治体が住民と十分なリスクコミュニケーションを取れるよう支援(基準の設定過程等関係情報の全面開示、含有物測定に関する技術的・財政的支援、中立的専門家による工程点検の機会保証 等)



提言の政策的ポイント(まとめ)

減災まちづくり

- 減災庁設置(国家行政組織法他)
- 災害危険地域からの撤退(都市計画法・国土利用計画法)
- 被災者救援・支援の強化(災害対策基本法)

産業・雇用の復興

- 福祉から就労へ(求職者支援制度充実、中小企業等グループ補助金充実)
- 復興法人設立(公益社団・財団法人法)

放射能対策

- 放射線量等データの一元的整備
- 長期的健康管理体制

災害廃棄物(がれき)の再利用と広域処理

- 廃棄物処理における都道府県・市町村の協力・連携体制充実
- 放射性物質に関するリスクコミュニケーションの拡充(第3者専門家の活用)

人材活用

- 復興へ、市町村・UR都市機構等の人材を活用



提言の報告・普及

- メディアへの説明
- 政府等への説明
 - 野田総理大臣への手交(4月10日)
 - 細野、平野、古川、中川大臣への説明
 - 復興庁幹部、関係省庁への説明
 - 原子力委員会での説明
- 政党への説明 与野党幹部、民主党PT
- 被災地への説明
 - 宮城県、岩手県、福島県
 - 釜石市、気仙沼市、石巻市、相馬市、南相馬市への説明
- 経済団体、労働団体への送付
- 学術会議HPにおける動画配信
- 日本財団による市民団体向けHPなどでの紹介
- 分科会等のメンバーによる講演・寄稿多数



提言への反響・注文

- 廃棄物処理・連休明けに総量見直し、被災地内処理拡大(一般の廃棄物としても防災施設への利用制限)
- 放射線観測データなどの一元的な監視・調査研究体制が必要。海域を含めた放射線総合把握
- 除染、健康影響観察と適切な医療体制、土地利用管理、復興への系統的な政策提言
- 減災庁、公益法人認定等に関心
- 心のケア、子供のケア等、大震災の発育や精神への影響を軽減する方策の重要性



日本学術会議 復興支援のこれからの活動

これまでの活動の継続

- 減災まちづくり
- 産業復興・雇用支援
- 放射能対策

これからの新たな活動

- 福島復興
- エネルギー政策(供給)のあり方
- 全国における自然災害対策のあり方(減災対策)